

20231019九州第1号  
令和5年10月23日

協同エンジニアリング株式会社  
代表取締役 二宮 寛 殿

九州経済産業局長 苗村 公嗣

事業継続力強化計画に係る認定について

令和5年10月10日付けをもって申請のあった事業継続力強化計画については、  
中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき認定する。

受付日：2023-10-10

様式 2 4

事業継続力強化計画に係る認定申請書（控）

令和 5 年 1 0 月 1 0 日

九州経済産業局長 殿

住 所 大分県大分市大字三芳 1 2 3 8 番地の 1  
名 称 協同エンジニアリング株式会社  
代表者の役職及び氏名 代表取締役 二宮 寛

中小企業等経営強化法第56条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 協同エンジニアリング株式会社  
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 二宮 寛  
資本金又は出資の額 20,000,000円 常時使用する従業員の数 89名  
業種 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)  
法人番号 9320001000966 設立年月日 1981年8月1日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	当社は、大分県大分市を拠点として主に一般土木に関する設計・測量調査等を行っており、道路・橋梁・上下水道・河川設計などの測量面に関してサプライチェーン上の重要な役割を担っている。当社の事業が縮小、停止する場合は、地域のインフラ整備に係るサプライチェーンや雇用に大きな影響が生じる。
事業継続力強化に取り組む目的	下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。 2. 地域社会の安全に貢献する。 3. サービス提供の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	当社の事業拠点は大分県大分市(本社)、福岡県福岡市(福岡支店)、大分県佐伯市(佐伯営業所)、兵庫県神戸市(関西事務所)にあり、  (本社) ・ 今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が15.6%(J-SHIS地図参照)。  (福岡支店) ・ 今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が9.6%(J-SHIS地図参照)。  (佐伯営業所) ・ 今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が68.1%(J-SHIS地図参照)。  (関西事務所) ・ 今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が8.9%(J-SHIS地図参照)。  また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(想定する自然災害等) 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度6弱以上の地震であり、その被害想定は下記の通り。  (人員に関する影響) 営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に被災した場合、翌営業

日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。

これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、測量のサービス提供量が減少することなどが想定される。

(建物・設備に関する影響)

事業所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。一方、設備は、停電が発生すれば、一時的に停止。また、揺れによりPC等の機器が損傷するほか、電話回線等が断裂する。

インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれ。

これら被害が事業活動に与える影響として、測量のサービス提供の全部又は一部の停止などが想定される。

(資金繰りに関する影響)

資金繰りについては、サービスの提供停止や営業停止によって営業収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれ。建物・設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。

これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。

(情報に関する影響)

オフィス内にあるサーバー（顧客情報、財務資料、設計図面などを保管）が転倒・破損すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれ。

これら被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの注文の受託対応などが困難となることが想定される。

(その他の影響)

取引先の被災や公共交通機関の影響により、1週間程度、スタッフの移動が困難になれば、測量サービスの提供が不可能になるおそれ。

これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの、測量のサービス提供を行えないなどの事態が想定される。

### 3 事業継続力強化の内容

#### (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社拠点内の安全エリアの設定</li> <li>・ 社内の避難経路の周知・確認</li> <li>・ 避難所までの経路確認</li> </ul>
		従業員の安否確認	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否確認システムの導入</li> <li>・ 従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)</li> </ul>
		顧客への対応方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客の避難場所の周知、誘導體制の確立</li> </ul>
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置基準の策定</li> <li>・ 災害対策本部の体制整備等</li> </ul>
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況、測量サービスの提供への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の市当局、商工団体に報告	発災後12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害情報の確認手順の整理</li> <li>・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等</li> </ul>

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ・ 現在、具体的な対策は行っていない。  <今後の計画> ・ 顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバーに保管する。 ・ 事業所内の設備を記録するため、毎月1日に事業所内の写真を撮る。

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称/型式	所在地
1				

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
1		0	0	0

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設備が義務付けられた設備ではありません。	



(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役の指揮の下、実施する。  
社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年1回開催予定）において、具体的な取組を検討・決定する。  
毎年6月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。  
実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。

4 実施期間

2023年11月～2026年10月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
			0

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証（※2）を取得しています。	
中小企業BCP策定運用方針に基づきBCPを策定しています。	

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格